

お知らせ

知っていますか？ インボイス制度

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

登録申請はお早めに！

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申

請をお勧めしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができるe-Taxを是非ご利用ください。e-Taxで申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。

※個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

問い合わせ先

網走税務署
☎0152-43-2181

所得税および復興特別 所得税の予定納税(第2 期)の納税について

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなります。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことに

より精算します。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和4年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期の金額が納税する額です。予定納税額の納付(第2期分)・振替納税：11月30日に指定の預貯金口座から引き落とし・その他：11月30日までにダイレクト納付、インターネットバンキング等、クレジットカード納付、コンビニ納付、窓口納付のいずれかの方法で納付してください。

問い合わせ先

網走税務署
☎0152-43-2181

冬の交通安全運動が 始まります

運動期間

11月13日(日)～11月22日(火)

運動の重点

- 子ども・高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- スリップ事故防止と全席シートベルト着用
- 飲酒運転の根絶

町内事業所の皆さまへ

町のホームページに物産展・相談会等のお知らせ専用ページを作成しました。

その他支援等の情報も発信していきますので、ぜひご利用ください。

<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/99etc/2022-0928-1125-10.html>



ホームページトップにあるアイコンからでも見ることができます。

町内事業所の皆様へ
～物産展・相談会・支援のご案内～

こちらのアイコンをクリック

問い合わせ先
商工観光係19番窓口 ☎77-8388

農業者年金で生活の安定を考えませんか

サラリーマンには、厚生年金による国民年金(基礎年金)への上乘せがあります。が、農業者は国民年金以外の老後の生活費を、自分で準備する必要があります。農業者年金に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょう。

配偶者・後継者も対象です

年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)の方、または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者(保険料納付免除者を除く)の方であれば、どなたでも加入できます。

配偶者や後継者等も加入できます。
金額は自由に決められます
保険料は月額2万円(ただし、35歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は月額1万円)～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

税制面の優遇措置があります

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金や農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。

問い合わせ先

農業者年金事務局15番窓口
☎77-8395

募集

陸・海・空自衛隊 募集お知らせ

自衛官候補生

応募資格
18歳以上33歳未満

受付期間

年間を通じて行っています。
※予定日以外の試験日については、お問い合わせください。

試験日

●11月9日(水)～11日(金) 内1日
●12月3日(土)

高等工科学校生徒(一般試験)

応募資格
17歳未満の中卒者(見込み含) 男子

受付期間

10月1日(土)～1月6日(金)

試験日・会場

1月14日(土) 北見

問い合わせ先

自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所
☎0157-23-6826
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/ohiro/>



「丸玉木材森づくり基金」を活用して 森林を整備しています

愛林のまちの緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、ふるさとつべつの森林資源の造成と保全や未立木地対策を図るため、平成20年度に丸玉木材株式会社より受けた寄附を原資として「丸玉木材森づくり基金」を設置しました。本基金は、町単独補助制度として取り組んでいる「愛林のまち緑資源を守る推進事業」(後述)の財源の一部として運用し、造林や森林の手入れを進めています。

令和3年度及び累計の実績は以下のとおりです ※造林事業は雪害等における被害木の整理を含みます。

事業種	令和3年度		累計(平成20年度～令和3年度)		
	面積(ha)	助成金額(千円)	面積(ha)	助成金額(千円)	
造林事業	74.85	1,333	1,400.76	83,185	
保育	下刈	246.70	4,150	3,810.57	46,412
	除伐	51.35	924	844.86	13,945
	間伐	25.44	636	257.04	6,262
野ねずみ駆除	850.27	851	11,180.23	11,180	
林地流動化	0	0	96.82	968	
合計	1,248.61	7,894	17,590.28	161,952	
基金充当額		2,893		70,682	

「愛林のまち緑資源を守る推進事業」助成内容

- ①造林事業**
町内の標準造林事業費の97%(森林病虫害の被害による再造林の場合は98%)を上限として補助する金額とし、実行経費が標準事業費を下回った場合はその額とする。
※地ごしらえ(伐採跡地の整地)、苗木の植え付け
 - ②下刈** (1回刈) 全刈【8,000円/ha】
(2回刈) 全刈【24,000円/ha】
※苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業
 - ③つる切り・除伐**【18,000円/ha】
※育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木や、つるを刈り払う作業
 - ④初回間伐**【25,000円/ha】
※育成の対象となる樹種の混み具合に応じて、一部の樹木を伐採する作業
 - ⑤野ねずみ駆除**【1,000円/ha】
※植栽木の野ねずみによる食害を防ぐための薬剤散布
 - ⑥林地流動化対策事業**
造林を目的に山林を購入し、造林を行ったものに対し、林地流動化助成金として10,000円/haを上限に標準地価相当額を交付する。
- 問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎77-8386